

Title	ミャンマーの関税制度改革：AFTA/CEPT 協定の実施との関連において
Author	水野 敦子
Citation	経済学雑誌, 108 卷 1 号, p.41-64.
Issue Date	2007-06
ISSN	0451-6281
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学経済学会
Description	
DOI	

Placed on: Osaka City University

ミャンマーの関税制度改革

—AFTA/CEPT 協定の実施との関連において—

水 野 敦 子

目 次

- | | |
|------------------------|------------------------|
| はじめに | 1 貿易関連税の徴収強化 |
| I 関税制度改革によるその機能の変化 | 2 貿易関連税による税収確保 |
| 1 貿易自由化に伴う関税制度の整備 | IV 直接的輸入規制策の重視 |
| 2 1996年6月の関税制度改革 | 1 貿易政策の転換と ASEAN 域内輸入依 |
| 3 関税収入依存度の低下と公認市場レート | 存度の高まり |
| の適用 | 2 CEPT 協定の数量制限・非関税措置撤 |
| II 関税制度改革の AFTA 対応策の側面 | 廃への対応 |
| 1 ASEAN 加盟準備と関税制度改革 | 3 輸入規制による AFTA の影響の抑制 |
| 2 CEPT の着実な引下げ | むすびに |
| III 貿易関連税の徴収とその機能 | |

はじめに

ミャンマー¹⁾は ASEAN 後発加盟国²⁾の中で最も市場経済化が遅れ、経済統制が強化されていることが指摘されているが、関税率は非常に低く ASEAN 加盟国の中でもシンガポールに次いで最も低い水準にある。後発加盟国は関税の一般水準が高く、先発加盟国³⁾との経済格差が大きいことから、AFTA (ASEAN 自由貿易地域) の共通有効特惠関税 (Common Effective Preferential Tariff, 略称 CEPT) の引下げや関税撤廃は困難であると見られてきたなかで、ミャンマーの関税率の低さは際立っている。

ミャンマー軍政は、政権奪取後間もなく外国貿易を民間へ開放し、貿易自由化に取り組み始めた。何故その過程で、貿易政策として一般的にまず使用される関税の一般水準を低く設定す

〔キー・ワード〕

ミャンマー、関税、非関税障壁、貿易制度、AFTA

- 1) 1989年6月に現政権は国名の英語呼称を「Burma」から「Myanmar」に変更した。日本語呼称もこれに倣って「ビルマ」から「ミャンマー」への変更が一般的になっているが、様々な議論がある。本稿では、現政権の政策を対象としているため「ミャンマー」を用いている。
- 2) 後発加盟国とは、AFTA 設立以降に加盟したヴェトナム (1995年加盟)、ラオス、ミャンマー (1997年加盟)、カンボジア (1999年加盟) の4カ国を指す。
- 3) 先発加盟国とは、AFTA 設立の合意当時からの加盟国の6カ国を指す。

る一方で、非関税措置により貿易統制を強化するに至ったのであろうか。軍政による輸入規制は、アジア経済危機以降、外貨事情が危機的状況に陥ったことを契機に強化された。以降の統制強化については、社会主義的発想からの脱却が進んでいないことが指摘され [西澤 (2005) pp. 143-168], また暫定政権の長期化が体制維持を第一義的目的とする性格を強めたこと [藤田 (2005) pp. 3-23] から説明されている。関税制度については、1996年の改定が将来のASEAN加盟を睨んだ措置であったことは指摘されている [西澤 (2000) pp. 158-159]。しかし、貿易自由化以降の関税制度とその改革の詳細、及びそれらと非関税措置との関連については、これまであまり関心が払われてこなかった。本稿は、ミャンマーが関税率を低水準化し、CEPTの引下げにも積極的に対応する一方で、非関税措置を強化するに至った諸要因と両者の関連、およびそれらの背後にある政策論理について要因分析を試みるものである。

具体的には以下の手順で検討していく。まずⅠで、ミャンマーが民間への外国貿易の開放に伴って整えた関税制度を概観した上で、1996年に実施された大幅な関税制度改革を詳細に分析し、関税の機能の変化について検討する。そのうえで関税制度改革が関税収入依存度を大幅に減少させた要因を分析し、その対応として実施された関税課税価格の換算に用いる為替レートの調整について検討する。次にⅡで、1996年に改革がなされた要因としてAFTA加盟に備える必要があったことを明らかにし、AFTA加盟後のCEPT引下げの経緯を辿り、着実な実行が可能であった理由を説明する。Ⅲでは、関税収入の減少を補うために強化された貿易関連税の徴収について検討する。Ⅳでは、ASEAN加盟以降、非関税措置が重視されてきた要因についてAFTAとの関連から分析を試みる。最後に、貿易制度が経済統合に及ぼす影響を展望してむすびにしたい。

I 関税制度改革によるその機能の変化

1 貿易自由化に伴う関税制度の整備

1988年10月、社会主義時代には国有部門に独占されていた外国貿易が民間へ開放されたのに伴い、民間からの関税徴収が開始された。1992/93年度より商品の名称及び分類についての統一システム (Harmonized Commodity Description and Coding System, 略称 HS) を導入し、1996年の世界関税機関 (WCO) による HS 改定に伴い同年1月1日から HS8 桁分類に基づいた関税率表を適用する [Customs Department (1996) p. v] など関税制度を整えていった。関税課税標準は、CIF 価格に陸揚げ料 (0.5%) を加えた額とされた。税率は0~500%の20段階で、最低税率と最高税率の差が大きく (表1)、単純平均関税率は60%にも昇っていた。このような高水準の関税率が設定される理由は、一般に財政関税と保護関税の二つの側面から説明される。ミャンマーにおいては、以下に見る為替制度の歪みに起因する特殊な要因が、両側面に影響を及ぼしていた。

特殊な要因とは、関税の課税価格の換算に用いる為替レート (以下、関税レート) として用

表1 旧関税制度における関税率分布

関税率 (%)	品目数	分布率	関税率 (%)	品目数	分布率
0	202	3.7%	75	460	8.4%
5	94	1.7%	100	335	6.2%
10	209	3.8%	125	1	0.0%
15	1,396	25.6%	150	713	13.1%
20	583	10.7%	200	258	4.7%
25	155	2.8%	300	32	0.6%
30	358	6.6%	350	8	0.1%
35	35	0.6%	400	3	0.1%
40	47	0.9%	500	13	0.2%
50	523	9.6%			
60	20	0.4%	合計	5,445	100.0%

(出所) Customs Department1996 より筆者作成

(注) 従量制が採られた品目は除外している。

いられた公定レートが実勢レートと大幅に乖離していたため⁴⁾、関税率の実効性が低かったということである。社会主義時代から存在していた二重為替制度が維持されるなかで、関税レートとしても公定レートが適用されていた。その理由としては、当時公定レートで貿易を行っていた国有企業にとって、公定レートの引下げは、大きな負担を強いるものであり、その経営を一層悪化させる可能性が高かったことがある [西澤 (2000) pp. 205-206]。1996/97年度当時、公定レート (同年度平均1ドル=5.91チャット) と実勢レート (同1ドル=150チャット) との乖離は25.4倍にも上っており、関税率はその僅か4% (25.4分の1) 程度の実効性を持ったに過ぎなかった。例えば、単純平均関税率60%での輸入価格1ドル当りの関税額は3.546チャット ($5.91 \times 60\%$) となるが、これは実勢レート換算では僅か0.02364ドル ($3.546/150$) であった。つまり、単純平均関税率は60%に上っていたが、実質的な単純平均関税率は2.36%に過ぎなかったのである。

この二重為替制度による関税率の低実効性が、関税制度を独特なものにしていた。第一に財政関税の側面からみれば、公定レートを維持する結果、関税率が低い実効性しか持ち得なかったために、関税率を非常に高水準に置くことで一定の関税収入を確保していたと言えるのである。第二に、関税率の実効性の低さは、保護関税としての機能を損なうものとなった。税率の品目構成をみれば、原材料などの基本財は非課税か低率に置かれる一方で、殆どの最終財には高率が課されていたことから、税率の設定において保護的機能を持たせることが意図されていた

4) 公定レートは、1971年以来 IMF 特別引出権 (SDR) に固定されており、米ドルの SDR に対する変動により1ドル=6.0チャット前後で僅かずつ変動している。公定レートは、国有企業の輸入、国有部門間の取引、統計資料作成、税金計算など、政府が関わる場合に使用される。民間部門が公定レートで米ドルを売買することは原則として不可能である。一方、実勢レートは個別の相対取引における交換レート (いわゆる闇レート) であるため、統一のレートは存在しない。実勢レートは下落する傾向にあり、公定レートから大幅に乖離している。(注13参照)

たとえられる。ただし、具体的な産業振興政策が執られていない状況で、国内産業の保護・育成を目的として個別産業の税率が具体的に設定されていた訳ではない。最終財なかでも非必需品・奢侈品に高率が課されており、民間への貿易開放以降、貿易収支の赤字が急速に拡大していったなかで、産業の保護・育成よりも輸入制限としての保護的機能を関税に担わせようとしていたことが窺われるのである。しかし、既述の要因により関税率の実効性が低かったために、実際には関税の保護的機能を十分に果たすことは不可能となっていた。

2 1996年6月の関税制度改革

前項で見た関税制度は1996年5月27日に出された財務歳入省 (Ministry of Finance and Revenue) の通達 (Notification No. 97/96) により改革が行われ、翌6月10日から導入された。新たに導入された関税率表は翌1997年1月に1996年版として出版された⁵⁾ [Customs Department (1997)]。この関税制度改革は、関税率を単純平均関税率5.5%という低水準に引下げると同時に、関税レートとして公定レートの使用を廃止するという大胆なものであった。このように低率の関税率が年度途中の通達によって関税率表の出版を待たずに導入された背景には、IIで詳しく検討するようにミャンマーのASEAN加盟準備が進められていたことがある。

つまり、この関税制度改革は、関税率を引下げることが至上命題であったといえる。しかし関税レートを公定レートに据え置いたままで関税率を引下げれば、実質的関税水準は極端に低いものになってしまう。そこで、関税レートとして独自の為替レート (1ドル=100チャット) を導入し、関税レートを大幅に (凡そ17分の1=5.91/100チャット) 切下げることによって関税率の引下げを実行したのである。この結果、実質的な関税水準は、税率の引下げ幅よりも課税価格の換算に用いる為替レートの切下げ幅が大きかったために上昇した。単純平均関税率で旧制度と比較すれば、単純平均関税率は60%から5.5%に大幅に引下げられたが、1ドル当りの関税額は3.546チャットから5.5チャット (100×5.5%) に増加し、実質的単純平均関税率は2.36%から3.67% (5.5/150) に上昇した。

この関税制度改革は、ASEAN加盟に備えて設定された低関税率を所与の条件として、関税レートを切下げることによって関税率の実効性を高めようとするもので、以降現在までの関税の性格を決定づけるものとなった。2003年7月1日よりASEAN統一関税分類表 (ASEAN Harmonized Tariff Nomenclature: 略称 AHTN) に準拠させるべく改定された関税率表が適用されたが [Customs Department (2003)]、個々の品目に対する関税率は基本的には変えられておらず⁶⁾、単純平均関税率は6.0%へと微増したのみである。また、後述するように2004

5) 従って1996年版関税率表には1996年1月版 [Customs Department (1996)] と1997年1月版 [Customs Department (1997)] が存在する。

6) AHTNの作成は、1997年の第1回ASEAN財務大臣会議で署名されたASEAN税関協定において合意され、ASEAN域内貿易を拡大させるために、税関手続きの簡素化・調和化を図ることを目

表2 関税制度改革（1996年6月）以降の関税率分布

関税率 (%)	1996年6月～		2003年7月～	
	品目数	分布率	品目数	分布率
0.0	211	3.9%	366	3.4%
0.5	101	1.8%	141	1.3%
1.0	1,728	31.6%	3,159	29.6%
1.5	599	10.9%	1,446	13.5%
2.0	169	3.1%	215	2.0%
3.0	410	7.5%	926	8.7%
4.0	50	0.9%	121	1.1%
5.0	454	8.3%	975	9.1%
7.5	413	7.5%	757	7.1%
10.0	336	6.1%	504	4.7%
15.0	700	12.8%	1,287	12.0%
20.0	249	4.6%	428	4.0%
30.0	39	0.7%	215	2.0%
40.0	13	0.2%	149	1.4%
合計	5,472	100.0%	10,689	100.0%

(出所) Customs Department (1997, 2003) より筆者作成

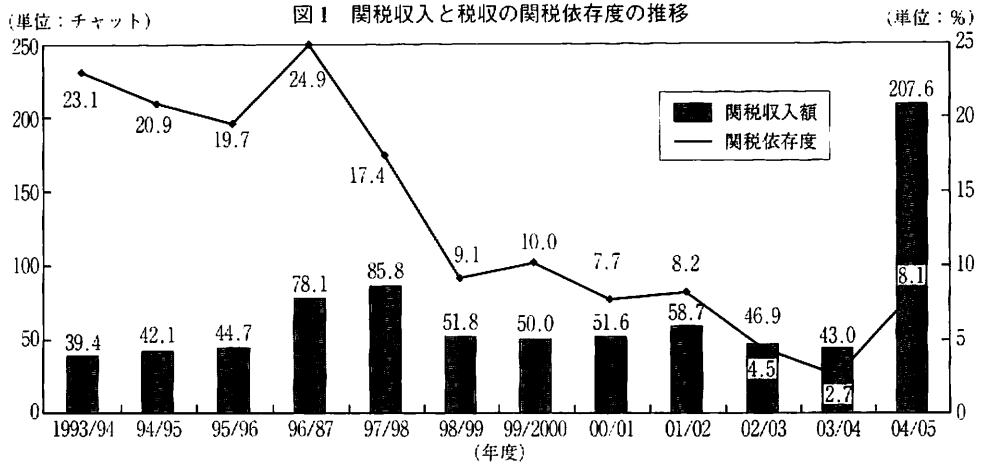
年6月に関税レートが切下げられたが、その性格は変化していない。

しかしこの関税制度改革は、関税レートを調整することで実勢レートとの乖離を縮小したとはいえ、為替制度の歪みが関税率の実効性低下を招く構造そのものに対する抜本的改革とはならなかった。このことは、関税の機能に以下のような影響を及ぼすものとなった。

第一に、保護関税の側面については、新制度では関税率の設定段階から殆ど意図されていない。関税率の構成をみれば、税率の幅は0～40%の14段階に縮小し、高率（20%超）が課される品目は乗用車、酒類などの僅かで、関税項目の7割弱が関税率5%以下である（表2）。旧制度と比較して低水準で均一化されており、国内産業の保護育成の面からは勿論、輸入抑制という側面からも保護関税は設定されていないに等しい。さらに既述の要因から関税率の実効性が低下し、元々低い関税率からもそれに見合う税額を徴収できなくなればなお更この機能は失われる。

第二に、改革による財政関税の機能強化は、関税レートの実勢レートとの乖離が比較的小さい期間においてのみの限られたものとなった。関税制度改革は短期的には実質的な関税水準を増加させた。しかし、次節において検討するように、実勢レートの下落傾向が続いたにも関わらず関税レートが長期に亘って1ドル=100チャットで維持されたために、両者の乖離は大幅に拡大していった。そのため関税率の実効性が落ち込み、次第に関税によって財政を確保する

的としている。2002年のWCOによるHS改正に合わせ、AHTNは関税分類8桁（最初の6桁は国際分類、次の2桁がASEAN共通分類）、関税品目10,689品目が策定された。関税率はAHTN導入前と同率もしくは下回らなければならない。



ことは困難になっていったのである。

以上のように、現行の関税制度においては保護関税、財政関税ともにその機能を十分に担うことができない。このことが、関税外の税収を求めつつ、非関税措置を重視せざるを得ない状況を生み出したのである。

3 関税収入依存度の低下と公認市場レートの適用

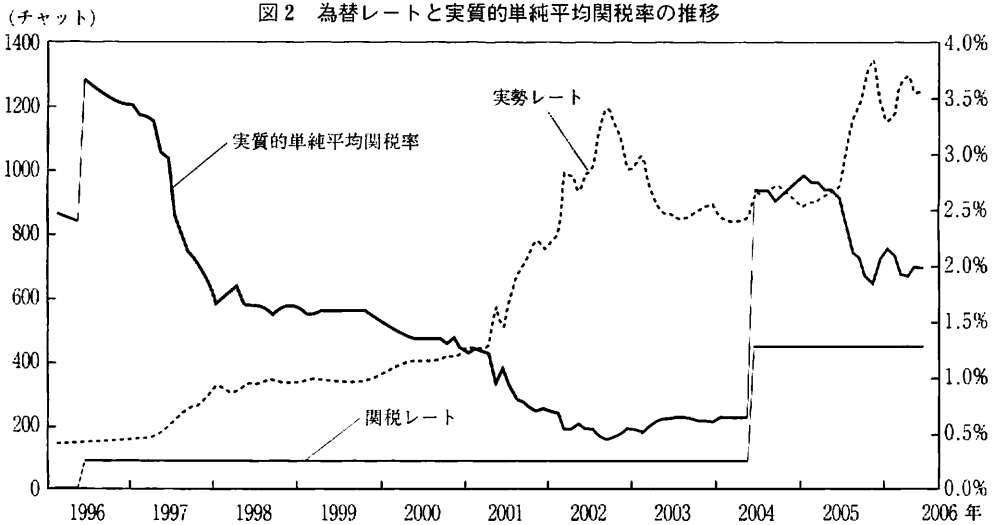
1996年の関税制度改革により関税収入は短期的には大幅に増加し、関税依存度も24.9%に増加した(図1)。ミャンマーは、他の ASEAN 後発加盟国と同様に移行経済国であるため民間への課税制度が未成熟であり歳入規模が小さく⁷⁾、財政の関税依存度が高いという構造にあったのである。

しかし、関税収入額は1997/98年度の85億790万チャットをピークに、1998/99年度には51億7,590万チャットへと大幅に減少し、1999/00年度には50億チャットへとさらに減少した。この間の輸入額は1996/97年度の117億チャットから1998/99年度の168億チャットに拡大し、以降も拡大する傾向にあったことから、関税収入の低下の要因としては、当時急速に拡大していた委託加工による原材料輸入⁸⁾や、外国投資法に基づき設立された外資企業による投資財、原材料の輸入への関税減免措置⁹⁾が考えられる。CEPT については後述するように、関税率

7) ミャンマーの歳入規模は対 GDP 比6.4% (1997年)と極めて小さく、その内、国有企業からの納付金に4~5割を依存している。

8) 委託加工のうちミャンマー投資委員会 (Myanmar Investment Committee, 略称 MIC) から許可を取得している場合は、CMP (Cutting Making Packing) 方式と呼ばれる。一般的に CMP は縫製業が多いが、エレクトロニクス産業でも部品加工などで認可されることもある。CMP の場合は、外国資本評価委員会 (MIC の下部機関) の許可により輸入関税は免除される。

9) ① 工場等の立上げにおける機械設備、部品、スペアパーツ及び原材料、② 工場等の立上げ完了後、営業生産開始から3年間の原材料の輸入関税が減免される場合がある。優遇措置の条件規定はな



(出所) 筆者作成

- (注) 1. 実質的単純平均関税率=単純平均関税率×関税レート/実勢レート
 2. 関税レートは、1997年末以降、一部特定品目に対し公的には明らかにされないまま複数の為替レートが用いられたが、2004年6月まで原則として用いられた1ドル=100チャットとした。

引下げ開始は1999年1月1日であり、当時対象となった品目は少なかったうえに関税の引下げは段階的に行われることから、関税収入減少には殆ど影響を与えていない。一方、関税依存度は翌1997/98年度には17.4%、1998/99年度には9.1%と更に大幅な減少を示した。これは、関税改革以降の実勢レートが大幅に下落し関税レートとの乖離が拡大して関税率の実効性が大幅に低下したために、他の税収の増加——その内実はⅢで検討するように貿易関連税の増加によるところが大きいのであるが——に比較して関税収入が相対的に減少したことによる。

図2は、実勢レート及び関税レートと実質的単純平均関税率の推移をみたものである。アジア経済危機はミャンマーには直接的な影響を及ぼさなかったものの¹⁰⁾、ASEAN先発加盟国からの投資激減¹¹⁾などから、外貨事情は悪化し¹²⁾、1997年末には1ドル=380チャットまで下落した。これに伴い、関税率の実効性は26.3% (100/380チャット)まで急落し、実質的平均関税率は1.5%程度となったのである。しかし、関税レートは、1997年10月以降一部品目について公的には明らかにされないまま1ドル=150チャット、180チャット、200チャット、250チャットなどが適用されたが、基本的には1ドル=100チャットが維持された。なお輸入の三

くMICへの申請により個別に決定される。

- 10) 通貨チャットが国際的に交換性のないことから、短期資金が流入する状況にはなかったため、ミャンマー経済には為替変動を通じた直接的な影響は及ぼされなかった。
 11) ASEAN先発加盟国からの直接投資は、1997/98年度までに約70億ドルに達していた累積直接投資認可額の51%を占めていたが、経済危機以降、激減した。
 12) 政府統計では1997/98年度以降、外貨準備高は一切公式発表されていない。IMF [(2001) 45, table43]によれば、1999/00年度のネットの外貨準備高は2億4000万ドルに過ぎない。

分の一程度を占める国有部門の関税負担を拡大させるのを避けたかったことが、関税レートを高値に維持した要因として考えられる。一方、実勢レートは、緩やかな下落傾向を示した後、2001年半ばより翌年にかけて再び急落し、2002年下半年以降1ドル=1000チャット前後で推移した。そのため、関税率はその10% (100/1000チャット) 程度の実効性を持つに過ぎなくなり、実質的単純平均関税率は僅か0.5%程度にまで低下したのである。この結果、1990年代末以降2001/02年度を除いて輸入額が低下して関税収入額が減少したことも相まって、関税収入依存度は2003/04年度の2.7%にまで落ち込んだ。

このような状況に至って、2004年6月に漸く関税レートの全面的見直しが行われ、独自の為替レートを廃止し、原則として政府が容認する実勢レートである公認市場レート¹³⁾が適用されることとなった。関税率の実効性を高めるには市場実勢を反映した為替レートを関税レートに適用することが必要であり、既にWTOとも合意がなされていた [鈴木正明 (2002) p. 30]。関税レートを公認市場レートに一本化させたことは、関税制度改革の一環として一定の評価を与えることができよう。関税率の実効性は大幅に改善され、実質的単純平均関税率も3%弱にまで高まった。2004/05年度の関税収入は、前年度より輸入額が減少したにも関わらず、43億チャットから208億チャットへと凡そ5倍に増加し、税収の関税依存度も8.1%に回復した。

ただし、当初は実勢レートを反映して設定されていた公認市場レートは1ドル=450チャットの高値で維持されており、関税レートとしての適用が開始された時点で1000チャット近かった実勢レートとは2倍程度の乖離があった。さらに翌2005年下半年より再び実勢レートが急落し2006年以降1300チャット程度で推移しているのに対して、依然として3倍近い高値の水準で維持されており、実質的単純平均関税率は再び2%程度にまで低下している。ミャンマーにおいては抜本的な改革が先送りにされてきた為替制度の歪みにより、輸入から税率に見合う関税徴収を得られない構造が継続しているのである。

II 関税制度改革の AFTA 対応策の側面

1 ASEAN 加盟準備と関税制度改革

1996年の関税改革が年度途中の通達によって突然実施され、一般水準の非常に低い関税率表の出版を待たずに導入された背景には、ミャンマーの ASEAN 加盟準備が急がれたことがあった。

13) 1993年に導入された外貨兌換券 (Foreign Exchange Certificate, 略称 FEC) のチャットへの両替の際に、公的に適用されるレート。公認両替センター (FEC Exchange Centre) におけるレートであることから、センターレートとも呼ばれる。米ドルのチャットへの交換は法律上公定レートでしか許されないが、FEC を媒介して容認される市場レートであるといえる。外為銀行では外貨、FEC からチャットへの交換は原則としてできない (注4参照)。当初はほぼ実勢レートを反映していたが、次第に実勢レートよりかなり高値に維持されるようになった。そのため、FEC はミャンマー国内に限って1ドルと同等の価値を公的には保証されるが、ドルと FEC の実勢レートも乖離している。

ミャンマー軍事政権にとって、ASEAN 加盟は政治的・経済的な孤立状態から脱却し国際社会へ参画するために重要であった。1994年7月の第27回 ASEAN 外相会議にミャンマーが初めて出席して以降、1995年12月にはタンシュエ首相（当時）及びキンニョン第一書記（当時）が参加した東南アジア10か国首脳会議（ASEAN 首脳会議へのミャンマー、カンボジア、ラオスの首脳参加）において全ての東南アジア諸国からなる ASEAN の早期実現が謳われるなど、ミャンマーの ASEAN 加盟準備は着々と整えられていた。新関税制度は第29回 ASEAN 外相会議の開催を翌月に控えて導入されたが、そこで ASEAN 加盟の前提となるオブザーバーの資格がミャンマーに与えられたのである。

ASEAN と AFTA への加盟が具体化するにつれて、ミャンマーの関税率の非常な高さが問題となっていた。そのため急速、関税制度の大幅な改革を行い、関税率を引下げたのである。一般関税率を ASEAN 加盟国の中でもシンガポールに次いで最も低い水準に設定した理由として、ASEAN 加盟準備の進捗を内外に示す意図があったと考えられ、実際に、新しい関税は、ASEAN に高く評価された。1996年11月に ASEAN 加盟準備の調査のためミャンマーを訪れた当時の ASEAN 事務総長アジット・シン（Ajit Singh）は、関税項目の凡そ6割が関税率0～5%となっていることに触れて、AFTA の目標に合致していると述べ評価している [Tekkathc Tin Kha (1997) p. 33]。

また、関税レートの切下げにより実質的関税水準を高めつつ一般関税率を低水準に設定したことから CEPT の引下げを容易とし、さらに結果として自国の域内輸出において CEPT が譲許される要件を満たし易くすることにもなった。当時 ASEAN 先発加盟国はミャンマーにとって重要な投資国であるとともに貿易相手となっており、1990年代半ばまでの ASEAN 域内への輸出比率は凡そ4割に上っていた。AFTA の関税引下げは CEPT 協定により ASEAN 製品¹⁴⁾ を CEPT 適用品目リスト (Inclusion List, 略称 IL) に移行した後、段階的に関税を引下げることで実施される。CEPT 協定は相互主義に基づいており、他の加盟国への輸出の際に CEPT が譲許されるためには、輸出国において当該品目が IL であり且つ関税が20%以下でなければならない。新しい関税率表では20%を超える品目として自動車、酒類等の僅か52品目、全関税項目の1%弱を設定したに過ぎなかった。つまり、ミャンマーは一般関税率を低く設定することにより、殆どの品目が IL への移行と同時に特惠関税が譲許される条件を整えたのである。

2 CEPT の着実な引下げ

CEPT 協定では、関税引下げの対象は一般的例外品目 (General Exclusion List, 略称 GEL)¹⁵⁾ を除く全ての ASEAN 製品であり、各国が影響重大品目 (Sensitive List, 略称 SL),

14) ローカル (ASEAN) コンテント40%以上の製品。

15) GEL として関税の引下げの対象から永久に除外することが出来る品目は、自国の安全保障を脅

表3 ミャンマーの CEPT 品目構成の推移

(単位:品目数)

	1998年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
IL	2,356	2,386	2,984	3,580	4,182	4,779	5,318	5,363	5,414	5,415
TEL	2,987	3,017	2,419	1,823	1,224	628	91	48	0	0
SL	21	21	21	21	18	17	15	13	10	9
GEL	108	48	48	48	48	48	48	48	48	48

(出所) 2001年7月の国家 AFTA ユニット 副局長に対する聞き取り調査および, amjo: tha: a (p) tajuni. (2000), Ministry of Finance and Revenue, CEPT reduction plan of Myanmar 2001, Notification NO. 2/2002, No. 42/2003, より筆者作成

(注) 2005年以降は, AHTN に基づいた CEPT リストが作成されているため品目数は異なっている。

高度影響重大品目 (Highly Sensitive List, 略称 HSL)¹⁶⁾, あるいは暫定的除外品目 (Temporary Exclusion List, 略称 TEL) として IL から除外している製品も最終的には IL に移行される。IL への移行に最も弾力的な方法がとられる品目は SL であり, おもに未加工農産物が対象となっている。IL へ移行された品目は, 段階的に関税を5%以下まで引下げ, 最終的には輸入関税の撤廃を目標としている。

ミャンマーは1997年2月に ASEAN 経済大臣政策委員会及び国家 AFTA ユニット (National AFTA Unit) を設立して AFTA 加盟の具体的準備を進めた。同年12月に CEPT 協定実行のための関税引下げ品目リストを作成し, 翌年1月1日より CEPT 協定を実行している。ミャンマーの関税引下げ期限は2008年 (SL は2015年) とされ, 関税撤廃は2018年とされている [ASEAN (1992, 1995, 2003)]。当初, IL は総関税項目の4割強の2356品目, この内2003年までに関税率を引下げるファースト・トラックに指定された品目は1691品目に過ぎず, TEL, SL, GEL に総関税項目の57%に当たる3116品目が指定された (表3)。

このうち GEL には当初, テレビ, ラジオ, ラジカセ, 電話機などの家電製品及びその部品等を含む108品目が指定された。家電製品は, 先発加盟国の主要工業品であり, ミャンマーの主要な域内輸入品目でもある。これらは, 到底 GEL の対象品目として相応しいと認められるものではないとして GEL から除外するよう ASEAN から求められた。このように, 後発加盟国では GEL に指定し関税引下げを免れようとする動きが見られ, IL へ移行しない例も見られる¹⁷⁾。これに対してミャンマーは, 2000年6月に GEL として相応しくないとされた内の

ゝかしたり公序良俗を乱したりする可能性のある品目や, 人間・動物・植物の生命の保護, 芸術的・歴史的・考古学的価値の保護を必要とする品目である [CEPT 協定第9条]。

16) HSL 対象国はインドネシア, マレーシア, フィリピンの3か国で, コメのみが対象である。HSL の IL への移行期限は2010年1月1日であるが, 最終関税率が5%を超えても良い, 保護措置を維持できるなど, 弾力性を持たせることが認められている [ASEAN (1999)]。

17) ラオスでは同様に GEL として90品目を指定したが, GEL に相応しくないと ASEAN からの批判を受けた品目のうち, 16品目は2001年に IL へ移行させたが, 2003年時点で依然としてモルツビール, ワイン, 自動車, トラック, 自動車部品などが GEL に指定されていた [鈴木基義 2003, 55-56]。また, ヴェトナムの GEL は196品目に昇り, 中でも自動二輪車, 自動車を IL に移行するよう ASEAN との間で交渉が2004年においても続いていた [Vu Long, "Auto makers drive for tax /

表4 GEL から IL・TEL へ移行された品目一覧

(単位：%)

HS 番号	品目	関税率
IL への移行品目		
1	3606.10.00 タバコ用ライターおよびその他ライターの充てんに使用する液体燃料	20.0
2	3606.90.00 その他の発火性合金およびこの類の可燃性材料の製品	20.0
3	7402.00.00 粗銅及び電解精製用陽極銅	7.5
4	7403.11.00 精製銅 —陰極銅及びその断片	7.5
5	7403.12.00 —ワイヤーバー	7.5
6	7403.13.00 —ピレット	7.5
7	7403.19.00 —その他のもの	7.5
8	7403.21.00 銅合金 —銅・亜鉛合金 (黄銅)	7.5
9	7403.22.00 —銅・すず合金 (青銅)	7.5
10	7403.23.00 —銅・ニッケル合金 (白銅) および銅・ニッケル・亜鉛合金 (洋白)	7.5
11	7403.29.00 —その他の銅合金	7.5
12	7404.00.00 銅のくず	7.5
13	8517.11.00 有線電話用または有線電信用の電気機器 —コードレス子機付電話機	1.0
14	8517.19.00 —その他の電話機	1.0
15	8517.22.00 —テレプリンター	1.0
16	8517.30.00 —電話用または電信用の交換機	1.0
17	8517.50.00 —その他の有線搬送用通信機器	1.0
18	8517.80.00 —その他の機器	1.0
19	8517.90.00 —部分品	1.0
20	8525.30.00 テレビジョンカメラ	15.0
21	8525.40.00 スチールイメージビデオカメラ	15.0
22	8527.12.00 小型ラジオカセットプレイヤー	15.0
23	8528.12.00 カラーテレビ	15.0
24	8528.13.00 白黒テレビ	15.0
25	8528.21.00 カラービデオモニター	10.0
26	8528.22.00 白黒ビデオモニター	10.0
27	8528.30.00 ビデオプロジェクター	10.0
28	8529.10.10 電話用または電信用の電気機器の部分品	1.0
29	8529.10.90 無線機器, ラジオ放送用受信機またはテレビジョン受像機の部分品	10.0
30	8529.30.00 テレビジョンカメラまたはスチールイメージビデオカメラ用の部分品	15.0
TEL への移行品目		
1	1060.10.00 こげ及び地衣	5.0
2	1301.90.00 樹脂, ガムレジン及びバルサム	1.5
3	1302.31.00 寒天	2.0
4	1404.10.00 なめし用植物性原材料	0.0
5	8517.21.00 ファクシミリ機	1.0
6	8525.10.10 送信機器 —無線電話又は無線通信用	1.0
7	8525.10.90 —その他	10.0
8	8525.20.10 送信機器 (受信機を自蔵するもの) —無線電話又は無線通信用	1.0
9	8525.20.90 —その他	10.0
10	8526.10.00 レーダー	10.0
11	8526.91.00 航行用無線機器	10.0
12	8527.13.10 受信機器—ラジオ放送用受信機	1.0
13	8527.13.90 —録音装置・音声再生装置と結合してあるもの —その他	15.0
14	8527.19.10 —その他のもの—無線電話又は無線通信用	1.0
15	8527.19.90 —その他	15.0
16	8527.21.10 —自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機	1.0
17	8527.21.90 —録音装置・音声再生装置と結合してあるもの —その他	15.0
18	8527.29.10 —その他のもの —無線電話又は無線通信用	1.0
19	8527.29.90 —その他	15.0
20	8527.31.10 —その他のラジオ放送用受信機	1.0
21	8527.31.90 —録音装置・音声再生装置と結合してあるもの —その他	15.0
22	8527.32.00 —時計と結合してあるもの (録音装置又は音声再生装置と結合していないもの)	15.0
23	8527.39.10 —その他のもの —無線電話又は無線通信用	1.0
24	8527.39.90 —その他	15.0
25	8527.90.10 —その他の機器 —無線電話又は無線通信用	1.0
26	8527.90.90 —その他	15.0
27	8529.90.10 8525~8528項までの機器に専ら又は主として使用する部分品 —無線電話又は無線通信用	1.0
28	8529.90.90 —その他	10.0
29	9704.00.10 郵便切手, 収入印紙	2.0
30	9704.00.90 —その他	3.0

(出所) 国家 AFTA ユニット提供資料 (2001年7月) より筆者作成

“protection plan”, *Vietnam Investment Review*, 659 (31 May) 2004]。

表5 GEL一覧

(単位：%)

	HS 番号	品 目	関税率
1	1207.91.00	けしの種	1.0
2	1302.11.00	生アヘン	1.0
3	2844.20.00	ウラン235を濃縮したウラン及びプルトニウムならびにこれらの化合物ならびにウラン235を濃縮したウランまたはこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む）陶磁製品及び混合物	1.0
4	3601.00.00	火薬	7.5
5	3602.00.00	爆薬	2.0
6	3603.00.00	導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管	2.0
7	3604.10.00	花火	10.0
8	3604.90.00	—その他	2.0
9	3605.00.00	マッチ	5.0
10	4401.10.00	薪材	15.0
11	4402.00.00	木炭	5.0
12	4907.00.10	紙幣	0.0
13	7108.20.00	マネタリーゴールド	15.0
14	7118.90.10	金貨、銀貨	15.0
15	7118.90.90	—その他	7.5
16	8401.10.00	原子炉	1.0
17	8401.20.00	同位体分離用器及びその部分品	1.0
18	8401.30.00	核燃料要素	1.0
19	8401.40.00	原子炉の部分品	1.0
20	8526.92.00	無線遠隔制御機器	10.0
21	8710.00.00	戦車	5.0
22	9301.00.00	武器	10.0
23	9302.00.00	拳銃	10.0
24	9303.10.00	口装の火器	10.0
25	9303.20.00	—その他のスポーツ用狩猟用又は標的射撃用の散弾銃	10.0
26	9303.30.00	—その他のスポーツ用狩猟用又は標的射撃用のライフル	10.0
27	9303.90.00	—その他のもの	10.0
28	9304.00.10	空気銃	10.0
29	9304.00.90	—その他のもの	5.0
30	9305.10.00	9301項～9304項の物品の部分品及び付属品—拳銃の銃身	10.0
31	9305.21.00	—散弾銃の銃身	10.0
32	9305.29.00	—その他のもの	10.0
33	9305.90.10	—その他のもの—9304.00.90の物品用	5.0
34	9305.90.90	—その他のもの用	10.0
35	9306.10.00	銃弾筒	10.0
36	9306.21.00	散弾銃用弾薬筒及びその部分品ならびに空気銃用小弾丸	10.0
37	9306.29.00	散弾銃用弾薬筒及びその部分品ならびに空気銃用小弾丸	10.0
38	9306.30.00	その他の弾薬筒及びその部分品	10.0
39	9306.90.00	—その他のもの	10.0
40	9307.00.00	刀、剣、槍その他これらに類する武器並びにこれらの部分品	10.0
41	9504.40.00	遊戯用カード	30.0
42	9504.90.10	—その他 一賭博用品	30.0
43	9701.10.00	書画	3.0
44	9701.90.00	—その他のもの	3.0
45	9702.00.00	銅版画、木版画、石版画	10.0
46	9703.00.00	彫刻、塑像、铸像	3.0
47	9705.00.00	収集品及び標本	5.0
48	9706.00.00	骨董	5.0

(出所) 表4に同じ

(注) 2005年以降のAFTNに基づいたCEPTリストでは、59品目となっている。

表6 SL一覽

HS 番号	品目	関税率
0708.10.00	えんどう (ピサム・サティヴム)	15.0%
0708.20.00	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	15.0%
0901.11.00	コーヒー (いったものを除く カフェインを除いていないもの)	5.0%
0901.12.00	コーヒー (いったものを除く カフェインを除いていたもの)	5.0%
0902.10.00	緑茶 (発酵していないもので正味重量が3kg以下の直接包装したものに限る)	15.0%
0902.20.00	その他の緑茶 (発酵していないものに限る)	15.0%
1006.10.00	もみ	0.0%
1006.20.00	玄米	5.0%
1006.30.00	精米 (研磨してあるか又はつや出ししてあるかを問わない)	5.0%
1006.40.00	碎米	5.0%
1701.11.00	甘しゃ糖	142 K/1000 kg
1701.12.00	甜菜糖	142 K/1000 kg
5001.00.00	繭 (繰糸に適するものに限る)	3.0%
5002.00.00	生糸 (よってないものに限る)	3.0%
5003.10.00	絹のくず (カード及びコームのいずれもしていないもの)	3.0%
5003.90.00	絹のくず (その他のもの)	3.0%
5201.00.00	実綿及び繰綿 (カードし又コムしたものを除く)	0.0%
5202.10.00	綿のくず (糸くず)	1.0%
5202.91.00	綿のくず (反毛した繊維)	1.0%
5202.99.00	綿のくず (その他のもの)	1.0%
5203.00.00	綿 (カードし又はコムしたものに限る)	1.0%

(出所) 表4に同じ

(注) Kは、通貨単位チャットを表す。

60品目を IL と TEL に各々30品目ずつ移行したため (表4)、GEL は、けし、火薬、武器類、骨董品など48品目のみとなった (表5)。

TEL には当初2,987品目を指定したが、2000年6月に GEL から30品目が移行され、3,017品目に拡大した。このように TEL に指定された品目数は非常に多かったが、このうち20%を超える高関税品目は僅かに42品目で、66%に上る品目が元々一般関税率0～5%であった。SL には豆・コーヒー・米・絹・綿等の未加工農産物の21品目が指定された (表6)。この品目数は他の加盟国と比較しても決して多くは無い。SL の内15品目が一般関税率は元々5%以下であり、最も高い税率も15%で、従量制がとられている粗糖についても低水準にある。従って TEL, SL 品目の内かなりの品目は IL へ移行された時点で、関税率の引下げが達成されていることとなる。これは同時に、当該品目が IL へ移行されれば、域内へ輸出する際には CEPT が譲許される条件を満たしていることを意味している。

TEL の IL への移行は、工業製品と農産物加工品は2001年1月1日より開始し均等分割して段階的に移行し2005年1月1日までに完了し、未加工農産物は2年遅れの2003年1月1日より開始し2007年1月1日までに完了したうえで、関税率を段階的に引下げ2008年1月1日までに0～5%とすることとなっている。SL の IL への移行は2003年より2015年までかけて順次おこなわれ、2015年には関税率を0～5%とすることとなっている。IL への移行は予定通り

に着実に実施され、2003年の CEPT 加重平均は3.19%まで低下した [Kanokpan Lao-Araya (2002) p. 16 table 10]。2005年現在では IL が総品目数の98%に昇り、その CEPT 単純平均は4.55%である。後発加盟国の関税率引下げは困難が予想されることから、対象品目の最大化という「努力目標」の色彩が強く拘束力は弱いのであるが、ミャンマーは関税引下げに関してはほぼ達成しているのである。

しかし、そもそも一般関税率が非常に低い水準におかれていることから、CEPT 利用のメリットはあまり大きくない。実際、ミャンマーの ASEAN 域内輸入における CEPT 適用率は非常に低く、例えばタイからの輸入における CEPT 利用率は僅か0.2%に留まっている [『通商弘報』2005年2月25日]。また、一般関税水準が低く CEPT との差が小さいことは、ASEAN 域外国への差別的関税障壁が存在しないことを意味しており、CEPT 引下げによる AFTA の効果も限定されることを示唆している。

AFTA は域内の関税撤廃に留まらず、非関税障壁も撤廃することを目指している。ミャンマーが当初、一般関税率が低水準にあるにも関わらず多くの品目を TEL と SL に指定した理由は、IL への移行後に行われる数量制限と非関税障壁の撤廃が困難であるためであった [ASEAN Secretariat (1998)]。関税率の引き下げがほぼ達成されているミャンマーの場合、IV において検討する非関税障壁の撤廃が重要であることが際立ってくるのである。

Ⅲ 貿易関連税の徴収とその機能

1 貿易関連税の徴収強化

これまで見てきたように、ミャンマーの一般関税水準は非常に低いが、一方で1990年代後半以降、貿易に関連する税の徴収が強化されてきている。中でも商業税 (Commercial Tax)¹⁸⁾ の賦課が、大幅に拡大されてきた。

18) 1990年に従来国有企業のみから徴収していた商品・サービス税にかわって民間企業も課税対象として1990年3月31日に公布され1990/91年度より発効した商業税法 (The Commercial Tax Law) により導入された。国内で生産あるいは提供された商品とサービス、及び輸入品に幅広く課される。

表注-1: 商業税率 (抜粋)

分類	品目およびサービス	税率 (%)
I	非課税品目 (肥料, 農業用具・機械, 殺虫剤, 医薬, 原料など65品目)	0
II~V	国内製品及び輸入品	5~25
VI	特定品目 (タバコ・酒類・燃料油・宝石など)	30~200
VII	商取引を含むサービス	
	商取引	5
	運輸業	8
	ホテルなど宿泊施設・レストラン	10
	一般娯楽産業	15
	映画	30

(出所) 商業税法より筆者作成

輸入の際には関税以外に商業税と共に輸入許可証料 (import license fee) が課されるが、最高で5万チャットである輸入許可証料は、為替の実勢レートの下落により相対的に低下してきている¹⁹⁾。商業税は、関税とは異なり国産品にも課される内国税である。しかし、内国税であっても輸入比率の高い品目へ高税率を設定したり、国産品と輸入品に差別的に適用したりすれば、実質的に関税のような機能を持つ。

商業税は導入時より輸入品の荷揚価格 (関税課税標準+関税) に課され、輸入時に関税と同様の手続きで関税局に徴収されている。つまり、輸入品に対する商業税の課税価格の換算には関税レートが適用される。従って、1996年に関税レートの切下げによって、商業税は大幅に増税された²⁰⁾。1990年代末以降は、それまで採られていた商業税の輸入品に対する減免措置が次第に撤廃されてきた²¹⁾。更に2004年6月に関税レートが公認市場レートへ切下げられた際には、5~25%であった輸入品に対する税率が一律25%とされたために、輸入時の商業税賦課は大幅に増加した。

表7は、税率の推移において典型的な品目 (浴用石鹸 HS 3401.11) について、輸入時に賦課される税の変化のモデルケースとして示したものである。具体的には、関税率は1996年に100%から10%に引下げられ、商業税率は2004年に10%から25%に引上げられた。旧制度においては、商業税は関税に比較して小額であったが、1996年の改革で関税と同額程度に増加、2004年の関税レートの切下げと商業税率の引上げにより商業税額は関税額の2.8倍に昇ってい

19) 1991年6月28日の商業省の輸入許可証料令 (Import License Fees Order) によって同年7月1日より導入された。名目上は最大で輸入価格の6.2%の負担となる (下表参照)。課税標準算定に、関税適用レートが用いられ、許可証料は通貨で納付される。従って、現在殆どの輸入は、最下段の許可証料の適用となり、実勢レートの下落に伴い輸入額に対する負担は低下する。例えば、1万ドル (課税標準450万チャット) の輸入の場合、許可証料は50,000チャット (現在の実勢レートでは50ドル弱) となり、実質的には0.5%弱の負担となる。

表注-2: 許可証料 (単位: チャット)

課税標準 (CIF)	輸入許可証料
10,000 以下	250
10,001 - 25,000	625
25,001 - 50,000	1,250
50,001 - 100,000	2,500
100,001 - 200,000	5,000
200,001 - 400,000	10,000
400,001 - 1,000,000	20,000
1,000,001以上	50,000

(出所) Directorate of trade (1998) p. 22

20) 税率は1996年の関税引下げと同時に各々10分の1にまで引下げられたが [Ministry of Finance and Revenue, *Notification No. 90/96*], 程なく元に戻された。

21) 例えば1999年12月1日より生地、既製服など輸入品21品目に対する商業税免除措置が撤廃されている [『Myanmar Focus』2000年4月号, p. 7]。

表7 関税制度改正に伴う関税・商業税 (CIF 1ドル当たり) の変化 (浴用石鹸 HS3401.11 の場合)

	～1996年5月	1996年6月～2004年6月	2004年6月～
① 課税価格の換算に用いる為替レート (関税レート)	公定レート 1\$=5.9 K	1\$=K 100	公認市場レート 1\$=K 450
② 関税率	100%	10%	
③ 商業税率	10%		25%
④ 関税額=①×②	5.9 K	10.0 K	45.0 K
⑤ 商業税額=荷揚げ価格(①+④)×③	1.2 K	11.0 K	123.8 K
⑥ 輸入時納入額=④+⑤	7.1 K	21.0 K	168.8 K
⑦ 改定時における実勢レート	\$ 1 = 150 K		\$ 1 = 1000 K
実質的関税率=④/⑦×100	3.9%	6.7%	1.0%
実質的商業税率=⑤/⑦×100	0.8%	7.3%	1.1%
輸入時納税額の実質税率	4.7%	14.0%	2.1%

(出所) 筆者作成

(注) K は、通貨単位チャットを表す。

ることが分かる。

商業税は輸入に止まらず輸出に対しても徴収強化されるようになり、同時に、外貨あるいは FEC で徴収されるようになってきた。商業税の導入当初は、農産物、水産物、木材加工品などの主要な輸出品目に免除措置がとられるなど²²⁾、輸出促進が考慮されていた。しかし、1997年12月より MIC が認可した CMP 方式および外国投資法による製造業の輸出を除いて、輸出によって獲得した外貨 (以下、輸出獲得外貨) に対して商業税 8% と所得税 2% の10%が源泉徴収されるようになった²³⁾。これは実質的な輸出関税²⁴⁾であり、実際一般に「輸出税 (Export tax)」と呼ばれている。輸出促進のために採っていた商業税免除措置は、1999年2月に全て撤回し、同年1月1日より遡及徴収している²⁵⁾。2003年10月には CMP による獲得外貨への「輸出税」の免除も撤回された。

その他にも貿易に関連して、外貨あるいは FEC での徴収がなされてきた。1998年3月より関税・商業税が減免される CMP の原材料輸入に対して、手数料 (service charge) の名目で 2% が、同年4月から国境貿易の輸出に対して FOB 価格の10% (同年9月に8%とされた)

22) 砂糖、コーヒー豆、緑茶、ビール、ゴムなどが当初から対象であり [Ministry of Finance and Revenue, *Notification No. 158/90*], 1996年には (1) 農業・園芸作物, (2) 産物, (3) 高付加価値木工製品, (4) 丸太材を除く林業産品, (5) 工芸品 (骨董品を除く), (6) 繊維製品・皮革製品等も対象とされた [Ministry of Finance and Revenue, *Notification No. 77/96*].

23) これまでは、商業税が商取引として 5% が、他の取引と同様に通貨で徴収されるのみであった。

24) 本来の輸出関税は、現在、米、米ぬか、くず米、豆、竹などの主に農産物で国内価格と国際価格に大きな価格差がある商品について、過剰輸出を防止するために課税されている。

25) Ministry of Finance and Revenue, *Notification No. 44/99*.

が外貨で徴収されている²⁶⁾。貿易関連税の外貨での徴収は、為替制度の歪みによる実質的税収の低下を回避して税徴収を強化するものである。更に、輸出で得た外貨の強制売却も行われている²⁷⁾。

このように関税改革に伴って、輸入時の税賦課のウェイトが商業税に移り、また商業税率が一元化されたために、輸入品に対する輸入時の税賦課（関税＋商業税）の実質的税率は更に均一化が進んだ。これは、輸入財同士の価格の歪みを縮小するものである。また、輸出に対しても商業税などの徴収が強化されてきたことから、結果として輸入財と輸出財との価格の歪みをも縮小するものとなっている。これは、関税制度のみならず、関税を代替している商業税その他の貿易関連税の間接的貿易政策による輸入に対する保護的側面が小さく、むしろ輸出に対して輸入が相対的に有利であることを意味している。最終財なかでも非必需品に対して、より直接的な輸入制限がとられる要因となったと考えられるのである。

2 貿易関連税による税収確保

以上のように貿易関連税の徴収の強化は、財政の確保が主な目的となっているが、実際にどのような効果があったであろうか。1998/99年度から3年間の関税局による税収をみれば（表8）、商業税その他の関税外収入額が関税収入額と同程度に上っていることがわかる。1999/00年度には関税局の税収は国税収入の20%を超えた。翌年度には減少に転じているが、2004年の輸入に対する関税・商業税への公認市場レートの適用と商業税率の25%への統一によって、関税局による税収に対する国税収入の依存率は、再び大幅に上昇していると推定される。

商業税は外国貿易に限って課されるものではないが、1990年代半ばには30%前後で推移していた商業税の税収に占める割合は、貿易への増税が図られた1997/98年度以降大幅に増加し1999/2000年度では47.2%に昇った。以降、低下する傾向が続き2003/04年度に36.5%まで低下したが、2004年の輸入品に対する商業税の増税の結果、2004年度の商業税徴収額は対前年度比80%増加して税収に占める割合も40%強にまで回復した [CSO (2003, 2005)]。また、政府統計では外貨徴収分は公定レート換算で過小評価され合算された額となっている。商業税の外貨による徴収額は公表されておらず捕捉できないが、相当額に上ると考えられる。例えば「輸出税」は原則的に全ての輸出獲得外貨に10%（商業税8%）課されるため、これだけで現

26) si: pwa: ye: hnin. ku: than: yaun: weiye: wonkji: thana, *wonkji: yon: amein. ahma'* 7/98, 12/98 (商業省, 大臣官房命令, No. 7/98, No. 12/98)

2000年12月以降は、中国とインドとの国境貿易の輸出に関しては通貨での納税も認められている [Ministry of Finance and Revenue, *Notification No. 202/2000, No. 203/2000*]。

27) 2000年8月には、えび輸出で得た外貨の4割を公認市場レートで水産局に売却することが義務づけられた。2002/03年度のエビ輸出額（暫定値）は5億1860万チャットで総輸出額の4%を占めている [CSO (2003)]。2001年8月にはCMPの獲得外貨は全て公認市場レートでの両替が義務づけられたが、2003年10月にCMPによる外貨収入が「輸出税」の対象とされたのに伴って廃止された。

表8 関税局による税収入とその国税総収入に占める割合 (単位:百万チャット)

	関税収入			間税外収入					計	国税収入 総額に占 める割合
	輸入	輸出	小計	他の部局への徴収金			その他	小計		
				商業税	許可証料	その他				
1998/99年度	5109.7	66.2	5175.9	2899.2	38.4	7.7	1704.6	4649.9	9825.8	17.3%
1999/00年度	5168.6	5.2	5173.8	3446.9	7.1	7.4	1777.2	5238.6	10412.4	20.9%
2000/01年度	5157.3	—	5157.4	3300.1	3.7	8.2	840.2	4152.2	9309.6	13.9%

(出所) Customs Department (<http://www.myanmar.com/Ministry/finance/Customs-page.htm> 2004年12月閲覧), CSO (2001, 2005) より筆者作成

在5億ドル程度に上ると推定される。商業税のうち、外国貿易からの徴収分が占める割合は相当に高いと考えられるのである。

このように、関税の収入の減少を補填する形で強化された貿易関連税に対する国税収入の依存度は非常に高い。抜本的な税制改革により他に租税収入を確保できない状況が続く限り、これらの貿易関連税に財政上依存する構造から脱却することは困難であろう。

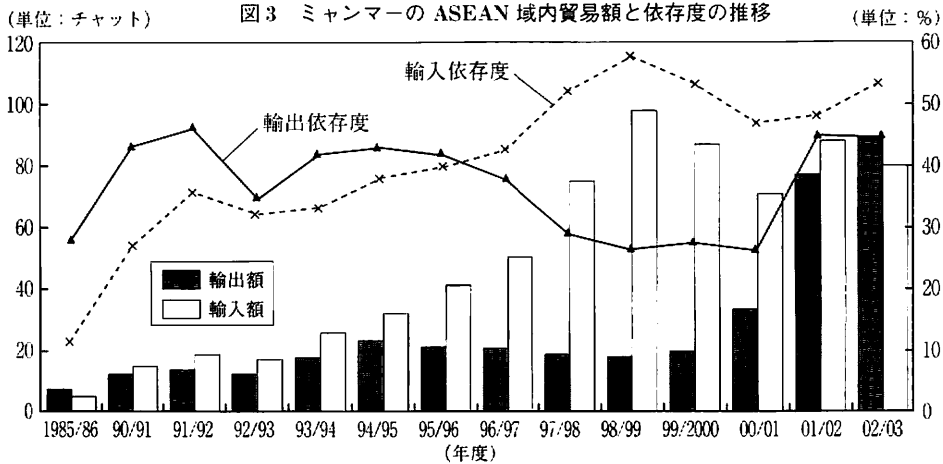
Ⅳ 直接的輸入規制策の重視

ミャンマーは ASEAN 加盟以降、輸入制限を強化してきた。外国貿易は民間への開放以来、許可制度が採られているが、1997年末に導入された輸出先行制度によって、現在、輸入は輸出獲得外貨によらねばならず、輸入許可証の発給には厳しい品目規制や数量制限をクリアすることが求められる²⁸⁾。この統制強化の転換への直接的契機は、アジア経済危機後、外貨状況が逼迫したことであるが、その後も現在まで維持されてきた要因は、既に検討したように、第一に、現行の関税制度は財政関税としても保護関税としてもその機能をほとんど果たせないことである。第二に、関税収入の損失分を補う形で強化された貿易関連税は、税収の確保を主たる目的としており保護的機能を担うものではないことである。これらが貿易政策においてより直接的な輸入規制を重視する要因となったのである。ここでは、これらに加えて AFTA との関連からこの背景と要因を考察しよう。

1 貿易政策の転換と ASEAN 域内輸入依存度の高まり

まず、背景となったミャンマーの ASEAN 域内貿易構造について検討する。貿易自由化以降、外国貿易が急速に拡大していく中で、ASEAN は重要な貿易相手となっていた。ミャンマーの ASEAN 域内貿易額と依存度の推移を見れば (図3)、貿易自由化以降、ASEAN 加盟

28) 民間企業が輸入を行うには、商業省貿易局に輸入業者としての登録が必要で、輸入取引ごとに輸入許可証が必要である [Directorate of trade (1998)]。輸入規制の詳細については紙幅の関係から別稿に譲る。



準備を進めていた1990年代半ばまで輸出入とも拡大する傾向にあり、依存度も高まっていたことが分かる。関税を低水準化する際に、この域内輸出依存度の高さから、自国の域内輸出に CEPT が譲許される条件を満たすことを考慮していた可能性がある。しかし、1990年代中葉以降、輸入は大幅に増加し続けた一方、輸出は減少に転じ、貿易収支の赤字が拡大してきた。域内輸入は貿易額とともに域内依存度も急増し、1998/99年度には60%近くにまで達した。一方、域内輸出は減少し、域内依存度は27%程度にまで低下した。つまり、1990年代中葉の貿易収支の赤字は、対 ASEAN 貿易によるところが大きいのである。しかし、ミャンマーは ASEAN 加盟に備えた関税改革によって関税率を低水準に設定し、さらに CEPT 引下げ義務を負った。ミャンマー政府の立場からすれば、アジア危機後の外貨送金規制以降、非関税措置を強化して輸入抑制を図ることは止むを得なかったといえよう。

2 CEPT 協定の数量制限・非関税措置撤廃への対応

数量制限その他の非関税措置は CEPT 協定に抵触するものである。ここでは、CEPT 協定に対して、ミャンマーは如何に対応しているのか検討しよう。AFTA は関税の引下げに留まらず、数量制限・非関税障壁を取り除き自由貿易地域の創設を目指すものである²⁹⁾。CEPT 協定には、当該品目が CEPT 譲許の対象となれば、つまり当該品目が IL へ移行され関税が20%以下に引下げられれば、直ちに数量制限を削除し、5年以内に非関税障壁を撤廃すること

29) CEPT 協定で撤廃されるべき数量制限および非関税障壁として、1995年に the Interim Technical Working Group on CEPT for AFTA (現 the Coordinating Committee on Implementation of the CEPT Scheme for AFTA) によって (1) 関税代替税 (Para tariff) 政策、(2) 価格統制政策、(3) 輸入決済に使用できる外貨を規制する金融政策、(4) 独占政策、(5) 技術政策 (規格・認証制度など) が挙げられた [ASEAN Secretariat (1995)]。

が謳われている。しかしミャンマーは、既に検討したように、AFTA 加盟以降、IL への移行を着実に実行する一方で、非関税措置を強化してきた。

AFTA 加盟の際、ミャンマーは自国の貿易制度が CEPT 協定に抵触するとの見解をしめし、その撤廃の取り組みへの必要性を認識していた。一般関税率が低水準にあるにも関わらず多くの品目を TEL と SL に指定したことはその表れである。1999年8月にバンコクで開催された ASEAN 経済統合ワークショップにおいても、ミャンマーは自国の輸入許可制度が数量制限に当たるとして、ASEAN 加盟国からの輸入には許可証を免除するとし、非関税障壁については経済閣僚がそれらを認定すべく調査中であるとした [Tin Tin Htwe (1999)]。その後輸入規制を強化するなかで、数量制限その他の非関税障壁の撤廃困難から TEL や SL とした品目に対して何ら対策は講じずに、IL への移行と関税率の引下げだけを実行してきたのである。これには、以下のような国内外の要因があった。

第一に、国内的には、軍政幹部内部で経済政策が必ずしも統一されておらず、経済政策の管轄機関が多岐に亘っており、特に当時は保守派と改革派の路線の違いが顕在化しつつあったことがある。ASEAN 運営委員会委員長はキンニョン前首相が努め、AFTA ユニットはエーベル国家平和開発評議会 (State Peace and Development Council, 略称 SPDC) 議長府大臣 (当時) が率いていた。両氏とも改革派と見られ、市場経済化を推進する立場にあった³⁰⁾。一方で、タイで通貨危機発生直後に設立されたマウンエー第1副議長を長とする貿易評議会 (Trade Council, 略称 TC) は次第に権限を拡大し、貿易政策の検討と新制度の認可や、貿易政策の管轄する商業省の監督などを担うようになり [IMF (1999) pp. 28-30]、様々な経済統制を強化してきた。そのため、国家 AFTA ユニットは調整機関として限界があった。当初、CEPT を利用する取引には輸入許可証の免除を表明していた国家 AFTA ユニットに対して、2001年に筆者が IL への移行品目に対する数量制限その他の非関税障壁の撤廃状況について尋ねたところ「何がこれらに当たるか調査中であるが、(国家) AFTA ユニットはその権限は有していない。」と述べていた³¹⁾。

第二に、国外的な背景として、ASEAN としても CEPT が譲許される品目を対象とした数量制限その他非関税障壁の撤廃への取り組みが遅れていたということがある。ASEAN は非関税障壁の撤廃状況のレビューなどは行っておらず、撤廃されたかどうかの確認を実際にどのように行うかも明確になっていなかった。従って、自由化が進められている先発加盟各国においても、CEPT 協定に則った形で非関税障壁の撤廃がなされたわけではないという状況にあった。ただし、他の加盟国は多くの場合、非関税措置の撤廃が困難な品目を IL へ移行して

30) 2003年8月にエーベル大臣、2004年10月にキンニョン前首相が、共に健康上の理由から辞職したが、実際は共に更迭であると思われる。

31) 2001年6月29日、7月9日に国家 AFTA ユニットにて行った筆者による副議長 Tin Tin Htwe 氏へのインタビュー。

来なかった。

2003年に ASEAN よって漸くリストアップされた数量制限その他の非関税障壁にあたる品目一覧には、ミャンマーは輸入品目全てが輸入許可制と輸出獲得外貨による輸入割り当てが設定されていることからこれに該当すると報告されている³²⁾。

3 輸入制限による AFTA の影響の抑制

ASEAN 加盟以降、輸入抑制策により輸入額は減少したが2001/02年度には域内輸入は再び拡大し、2002年度の輸入依存度は凡そ54%と依然として高い。一方、輸出は2000年代に入ってタイへの天然ガス輸出の本格化した³³⁾ことから急増し、以降の依存度は凡そ45%程度で推移している(図3)。このように、ミャンマーは ASEAN 域内への貿易依存度が高い状態にあるが、今後、AFTA の本格化はこの貿易構造に如何なる効果をもたらし、また関税措置による輸入制限はそれにどのような影響を及ぼすであろうか。

FTA は静態的な側面からみると、短期的には域内貿易を活性化させる域内貿易の拡大(貿易創出効果)と、生産性の高い域外からの輸入が域内からの輸入へ代替(貿易転換効果)されるという2つの効果をもたらすとされる。貿易構造が競合関係にあるよりも補完関係にある場合に、貿易創出効果が貿易転換効果を上回る可能性が高く、FTA を結ぶことによって得られる利益が大きいとされている。

2000年代に入って急増したミャンマーの ASEAN 域内輸出の品目構成を ASEAN Trade Data から見れば、天然ガスが70%を占めており、天然ガスを除いた輸出額の増加は僅かで、次いで1990年代前半に輸出拡大をもたらした木材が依然として10%程度を占め、続く農作物・水産物など上位10品目で全体の98.4%を占めるという極めて偏ったものになっている。これらミャンマーの主要域内輸出品目である一次産品は他の ASEAN 加盟国にとっても重要な輸出品目である。このように輸出構造の高度化が後れる一方、輸入品は燃料を除けば工業製品が大宗を占めるという典型的な垂直分業構造になっている。

つまり、ミャンマーと先発加盟国との貿易構造は補完的であるとはいえ、主要な輸出品は他の加盟国と競合関係にある。一方、AFTA 構想の基礎となった先発加盟国域内市場の相互依存性は、多国籍企業による直接投資を背景として形成された国際分業によるものである[清水(1998) pp. 84-86] ミャンマーの経済発展段階からして、このような分業構造は簡単に成立するものではない。しかし、ASEAN 域内の相互補完性を前提とする水平分業に組み込まれなければ、更なる域内輸出の拡大は困難な状況にある。従って短期的には AFTA の完成によ

32) ASEAN secretariat, "Database of Non-Tariff Measures of Myanmar"

([http://www.aseansec.org/ntms/NTMs-MM%20\(data\)\(Rev\).zip](http://www.aseansec.org/ntms/NTMs-MM%20(data)(Rev).zip)) 2006年5月12日閲覧

33) ヤダナ・ガス田からタイへの輸出が2000年夏に開始されたことによるもので、2001年の輸出額はおよそ6億ドルに上った。輸出は、全てタイ向けであり、タイ向け輸出の99%以上を占めている。

て得られる利益は制限される可能性が高く、輸出拡大よりもむしろあらゆる製品の輸入拡大に繋がるのが予想されるのである。

1990年代末以降の非関税措置の維持強化は、予想されるAFTAの負の影響を抑制するものであるといえよう。ミャンマーは CEPT を引下げることで自国の域内輸出に対して特惠関税の譲許される条件を整えつつ、不透明な非関税措置によって直接的に輸入を制限することで自国市場を閉鎖的に運営しているのである。

むすびに

本稿は、ミャンマーが関税制度改革によって貿易政策として非関税措置を重視するようになった諸要因を AFTA との関連から分析することを試みてきた。ここで明らかになったことを要約しよう。

1996年の関税制度の大幅な改革によって、AFTA 加盟に備え関税率を非常に低い水準に設定するとともに関税レートを大幅に切下げた。しかし、実勢レートの下落傾向が継続しているにも関わらず、関税レートは実勢レートを大幅に上回る高値で維持されているため、実質的関税水準をさらに低くする結果となっている。そのため現行の関税制度は、保護関税としても財政関税としても関税の機能十分に担うことができない。つまり、為替の多重構造が貿易制度に歪みをもたらし、関税がその機能を果たせずに非関税措置が重視される状況を生み出したのである。関税を代替する貿易関連税徴収は、関税収入減少を補填することを主目的としており、保護的機能は弱く、むしろ輸出に不利に作用するものとなっている。そのため、直接的な輸入抑制策がとられる要因となった。AFTA との関係から見れば、一般関税率の非常に低い関税制度は AFTA 加盟の準備として導入されたものであり、従って CEPT の引下げは容易となったのである。ミャンマーは既に CEPT の引き下げをほぼ完了し、制度的には AFTA に統合されている。しかし、その実態は双務的である CEPT の自国の域内輸出への譲許条件を満たし域内市場へのアクセスを確保しつつ、不透明な非関税措置により自国市場を閉鎖的に運営することで FTA による負の影響を軽減しようとするものである。

以上のように本稿の分析は、ミャンマーの関税制度改革を辿り非関税措置が重視される要因の一部を明らかにしたに過ぎない。とはいえ、AFTA との関連からの貿易政策とその背後にある政策論理の解明は、ミャンマーの東アジア経済への統合における影響と課題を考察する足がかりとなるであろう。

ミャンマーは制度的には AFTA への統合をほぼ完成させている一方で、実態としての統合は進んでおらず、ASEAN 加盟によって当初期待されていたような開発の進展が見られない状況にある。関税などの間接的貿易政策は輸出産業に不利に働くうえに、不透明で複雑な直接的輸入規制は資本財や中間財などの取引においても基本的には免れるものではないことから、FTA の動的な効果である生産要素の移転が阻害されている状況にある。アジア経済危機以

降, ASEAN+3 (日・中・韓) 内において FTA が進展する中で, ミャンマーは益々, 実態としての国際分業構造への統合から取り残される可能性が高いのである。

また, ミャンマーと周辺諸国との経済協力は, 中国との関係に顕著に見られるように, 関係政府の利害が交錯するものとなっており, 開発に向けた改革をむしろ遅らせることが懸念される [水野 (2004)]。こうした改革の遅れにより, 貿易, 投資面での統合が進展しないことが, 近年急速に拡大したミャンマーから ASEAN 加盟国への労働力の流出を促進し, 既に大きな課題となっていることを最後に指摘しておきたい。

参 考 文 献

日本語文献

- 青木 健 (2003) 「拡大する ASEAN 域内格差 加速する (10-X) と中国との FTA」【季刊 国際貿易と投資】, No. 50 pp. 20-29
- 工藤年博 (2000) 「ミャンマーの社会経済変容 産業 (1) ——政策の変遷」【Myanmar Focus】 vol. 5 no. 9 (9月), pp. 16-19
- 清水一史 (1998) 『ASEAN 域内経済協力の政治経済学』ミネルヴァ書房
- 鈴木正明 (2002) 「ミャンマーの財政・金融の課題」【ASEAN 新規加盟 4ヶ国の経済の現状と課題】国際金融情報センター, pp. 24-34
- 鈴木基義 (2003) 「国際経済統合とラオス」【ラオス・カンボジアの経済の現状と経済協力】, 国際金融情報センター, pp. 51-65
- 高橋昭雄 (2002) 「ビルマ——軍による「開発」の停滞」末廣昭編『「開発」の時代と「模索」の時代』岩波書店, pp. 205-230
- 西澤信善 (2000) 『ミャンマーの経済改革と開放政策 軍政10年の総括』, 勁草書房
- (2005) 「軍政下の対外経済関係の展開」藤田幸一編『ミャンマー移行経済の変容』アジア経済研究所, pp. 143-168
- 藤田幸一 (2005) 「ミャンマーにおける市場経済化と経済発展構造」藤田幸一編『ミャンマー移行経済の変容』アジア経済研究所, pp. 3-23
- 水野敦子 (2004) 「ミャンマーと中国の経済協力関係」【季刊経済研究】第27巻, 1・2合併号, pp. 175-200

英語文献

- ASEAN (1992) *Agreement on The Common Effective Preferential Tariff Scheme for The ASEAN Free Trade Area*
- (1995) *Protocol to Amend The Agreement on The Common Effective Preferential Tariff Scheme for The ASEAN Free Trade Area*
- (1999) *Protocol on the Special Arrangement for Sensitive and Highly Sensitive Products*,
- (2003) *Protocol to Amend the Agreement on the Common Effective Preferential Tariff (CEPT) Scheme for the ASEAN Free Trade Area (AFTA) for the Elimination of Import Duties*
- 以上 ASEAN secretariat ホームページ (<http://www.aseansec.org/12039.htm>) より入手
- ASEAN secretariat (1995) *AFTA Reader volume III*
- (1998) *AFTA Reader volume V*
- Central Statistical Organization (CSO), (1998) *Statistical Yearbook 1998*

- (2000) *Statistical Yearbook 2000*
- (2001) *Statistical Yearbook 2001*
- (2003) *Statistical Yearbook 2003*
- (2005) *Selected Monthly Economic Indicators January-February 2005*
- Customs Department (1996) *Customs Tariff of Myanmar Harmonized Commodity Description and Coding System, 1996 Version*
- (1997) *Customs Tariff of Myanmar Harmonized Commodity Description and Coding System, 1996 Version*
- (2003) *Customs Tariff of Myanmar: Harmonized Commodity Description and Coding System(2003)*
- Directorate of trade (1998) *Myanmar Export/Import Rules and Regulations for Private Business Enterprises (1998)*
- IMF (1999) *Myanmar: Recent Economic Developments IMF Staff Country Report No. 99/134.*
- (2001) *Myanmar: Statistical Appendix Series: Country Report No. 00/18,*
- Kanokpan Lao-Araya (2002) *How can Cambodia, Lao PDR, Myanmar, and Viet Nam Cope with Revenue Lost Due to AFTA Tariff Reductions ?*, ADB November 2002
- Tin Tin Htew (1999) “*Country Paper on Myanmar and The ASEAN Free Trade Area*”, Workshop on ASEAN Regional Integration: AFTA, AIA & Facilitation of Goods in Transit, August 1999, at Bangkok Thailand

ビルマ語文献

- amjo: tha: a (p) tajuni. (2000) “Myanma: naingan yi asijon akau’ kwon hswo pe: hsainja se’ asi: asin akaun ahti hpo hmu” [AFTA ユニット (2000) 『ミャンマーの ASEAN 関税引き下げに関する CEPT スキームの実行』]
- Tekkatho Tin Kha (1997) *ashiyon hnin myanma: , nainngantakathathin: jyane sasin* (5) [テッカドールティンカ (1997) 『アセアンとミャンマー』 国際情勢ニュースジャーナルシリーズ 5—英語版 Asean and Myanmar, International affairs news Journal]